

安全装置等導入促進助成

1. 事業趣旨

交通事故防止を目的に、協会会員事業者が指定の安全装置を導入した場合に助成を行う。

2. 助成対象

全ト協指定の令和3年度に導入された下記安全装置。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
(車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。)
- (3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
(Gマーク認定事業所に限る。)

※対象装置の詳細は別紙「対象装置一覧」のとおり。

3. 交付額及び上限等

車両1台につき対象機器ごとに、全ト協：取得価格の1/2（上限2万円）、兵ト協：1万円

※ 上記2の助成対象機器、後方視野確認及び側方視野確認支援装置の一体型及び同時に導入した時は、
全ト協：取得価格の1/2（上限4万円）、兵ト協：2万円

※ 予算に達した場合は一方のみ。

1会員の申請車両台数は20台を上限とする。

4. 申請方法・提出書類

- (1) 安全装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書
- (2) 装着証明書
- (3) 車検証（写）
- (4) 領収証（写）
- (5) 請求書（写）
- (6) リースの場合は、(4) 及び (5) の代わりに「車台番号記載のリース契約書（写）」
- (7) 見積書（写）・「対象機器の取得価格（税抜価格）が記載された見積書（写）」

5. 申請受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月10日

ただし、上記期間中であっても助成額が予算枠に達した時点で受付を終了する。

6. その他留意事項

助成を受けた機器は、導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡・廃棄等は出来ない。

7. 申込み、問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL：078-882-5556